

第80回 横須賀市環境審議会 会議次第

1 議 事

- (1) [諮問]「ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン」の見直しについて
- (2) 計画の見直し及び条例改正に係る部会の設置について

2 その他(連絡事項)

今後のスケジュールについて

■送付資料と概要

- ・ 第80回 横須賀市環境審議会 会議次第
- ・ 横須賀市環境審議会委員名簿
- ・ **資料1** 「ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン」の見直しについて(諮問)
[諮問書写し]
- ・ **資料2** 諮問書説明資料
- ・ **資料3-1** 計画の見直し及び条例改正に係る部会の設置について
- ・ **資料3-2** 横須賀市環境審議会みどり政策推進部会・温暖化対策推進部会名簿(案)
- ・ **資料4** 今後のスケジュールについて
- ・ (別紙) 横須賀市環境審議会の書面会議の実施方法
- ・ (別紙) 書面確認書

■書面確認書 提出期日

令和6年2月26日(月)までに事務局あてご提出ください。

《提出先》

横須賀市環境部環境政策課計画調査担当 池田・大野田

TEL : 046-822-8419 FAX : 046-823-0865 E-mail : ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

横須賀市環境審議会 委員名簿

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日（敬称略）

	氏 名	区 分	役職等
1	飯 島 健太郎 いい じま けんたろう	学 識 経 験 者 (公園行政)	東京都市大学教授
2	今 井 利 為 いま い とし ため	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
3	◎ 奥 真 美 おく ま み	学 識 経 験 者 (環境政策)	東京都立大学教授
4	小 原 信 治 お ばら しん じ	市 民	公募委員
5	寛 修 一 かけい しゅう いち	市 民	公募委員
6	川久保 俊 かわくぼ しゅん	学 識 経 験 者 (環境工学)	法政大学教授
7	川 名 優 孝 かわ な まさ たか	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東海大学非常勤講師
8	木 本 一 雄 き もと かず お	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
9	工 藤 幸 久 く どう ゆき ひさ	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所理事・事務局長
10	小 菅 君 明 こ すげ きみ あき	事 業 者 (漁 業)	横須賀市東部漁業協同組合 組合長
11	島 野 武 久 しま の たけ ひさ	事 業 者 (農 業)	J A よこすか葉山経済部長
12	高 梨 雅 明 たか なし まさ あき	学 識 経 験 者 (みどり行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
13	名 執 芳 博 な とり よし ひろ	学 識 経 験 者 (自然環境行政)	公益財団法人 日本鳥類保護連盟専務理事
14	は せ が わ 長谷川 隆 たかし	学 識 経 験 者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
15	はやし 林 公 義 まさ よし	学 識 経 験 者 (海洋環境教育)	北里大学海洋生命科学部講師
16	○ まつ もと やす お 松 本 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授
17	まつ ゆき み ほ こ 松 行 美帆子	学 識 経 験 者 (都市計画)	横浜国立大学教授
18	や べ かず ひろ 矢 部 和 弘	学 識 経 験 者 (森林・治山治水)	東京農業大学教授

◎：委員長 ○：委員長職務代理者

写

横 企 都 第 75 号
令和 6 年 (2024 年) 2 月 20 日

横須賀市環境審議会
委員長 奥 真 美 様

横須賀市長 上 地 克 明 閣

「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて
(諮問)

横須賀市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、令和4年3月に「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」を策定し、市域等における地球温暖化対策を総合的に推進しています。

気候変動問題への対応は、世界共通の喫緊の課題となっており、令和5年度に開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）において、2030年までに再生可能エネルギー容量を3倍にし、かつ省エネ改善率を2倍にすることが示されました。

更なる取り組みを進めていく中で、横須賀市の現状及び今後の取り組み状況を踏まえ、「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の市役所事務事業編の削減目標を引き上げたいと考えています。

つきましては、「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて、環境基本条例第24条第2項第3号及び地球を守れ横須賀ゼロカーボン推進条例第10条第3号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮 問 説 明 資 料

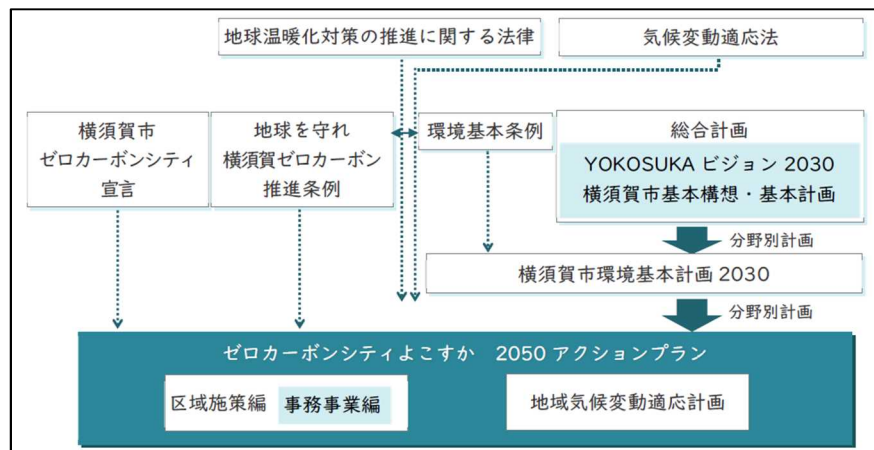
1. 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」について

(1) 計画の位置付けと他計画との関係

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編および事務事業編）」として位置付けており、2018年（平成30年）12月に施行された「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けています。

また、「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」や「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」で掲げている2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すための具体的な施策を記載する計画としています。

さらに「環境基本計画」の他の分野別計画である「横須賀市みどりの基本計画」「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と連携を図りながら、地球温暖化対策および気候変動分野の基本目標の達成に寄与する計画とします。



(2) 削減目標について

- ・「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」で目指している温室効果ガス排出量の削減目標は2つあります。

①【市域施策編】

横須賀市全体の温室効果ガス排出量

②【市役所事務事業編】

横須賀市役所が一事業者として、市の事務事業において発生する温室効果ガス排出量

2. 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の削減目標について

(1) 現在設定している目標

①【市域施策編】

基準年度：2013 年度（平成 25 年度）

目標年度：中期目標 2029 年度（令和 11 年度）

長期目標 2050 年度（令和 32 年度）

削減目標：中期目標 基準年度比で 2029 年度（令和 11 年度）に 43%削減

長期目標 脱炭素社会を目指し、2050 年度に二酸化炭素排出量実質ゼロ

②【市役所事務事業編】

基準年度：2013 年度（平成 25 年度）

目標年度：2029 年度（令和 11 年度）

削減目標：基準年度比で 2029 年度（令和 11 年度）に 42%削減

(2) 今回変更したい点

- ・市役所事務事業編の削減目標を引き上げたい。（上記赤枠下線部）

※なお、市域施策編については別途検討

(3) 変更したい理由（諮問に至った経緯）

- ・2023 年（令和 5 年）11 月 30 日～12 月 13 に開催された国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）において「2030 年までに再生可能エネルギー容量を 3 倍にし、かつ省エネ改善率を 2 倍にする」ことが示されたため。
- ・国の補助事業などの採択要件において、自治体の削減目標が重視される傾向にあるため（重点対策加速化事業など）。
- ・横須賀市の令和 6 年度予算において、道路・公園照明灯及び市役所本庁舎照明設備を ESCO 手法により蛍光灯から LED へ更新を行うなどの取り組みにより、計画策定時よりも早く目標を達成できる見込みのため。



3. 環境審議会にお願いしたいこと

- ・世界の情勢や国の動向及び横須賀市の現状と今後の取り組み状況を踏まえ、市役所事務事業編の削減目標を引き上げたい。
- ・適切な削減目標について、ご議論及び答申をいただきたい。

【議題 2】 計画の見直し及び条例改正に係る部会の設置について

1 今回ご審議いただきたい内容

以下のとおり環境審議会の下部組織である部会を設置すること及び委員の皆様にも部会にご参画いただくことにつきまして、ご確認をお願いいたします。

2 今後、予定している環境審議会への諮問事項

時期	諮問事項
【諮問】令和6年2月 【答申】令和6年3月	「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の一部見直しについて
【諮問】令和6年度 【答申】令和7年度	「環境基本条例」、「みどりの基本条例」、「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の見直しについて ※各条例の前回見直し時期について ①環境基本条例（令和2年度改正、令和3年4月1日施行） ②みどりの基本条例（令和2年度改正、令和3年4月1日施行） ③地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例（令和3年度公布、令和3年10月1日施行）

説 明

今回、議題 1 において諮問させていただいたアクションプランの見直しについては、2 月中の審議を経て、3 月 11 日開催予定の第 81 回環境審議会において答申をいただく予定です。

また、今後、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて 3 つの条例の見直しについてご審議いただく予定としています。各条例には「5 年以内ごとの見直し」が規定されており、「環境基本条例」及び「みどりの基本条例」は前回見直しから 5 年目となるため、また、「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」は施行から 4 年目ですが法改正等や国・県等の動向の反映等について精査するため、見直しを行います。条例の見直しは令和 6 年度の諮問を予定しています。

3 環境審議会における部会の設置

（1）設置根拠

環境基本条例第 24 条、環境審議会運営規則第 5 条による部会の設置

（2）設置する部会

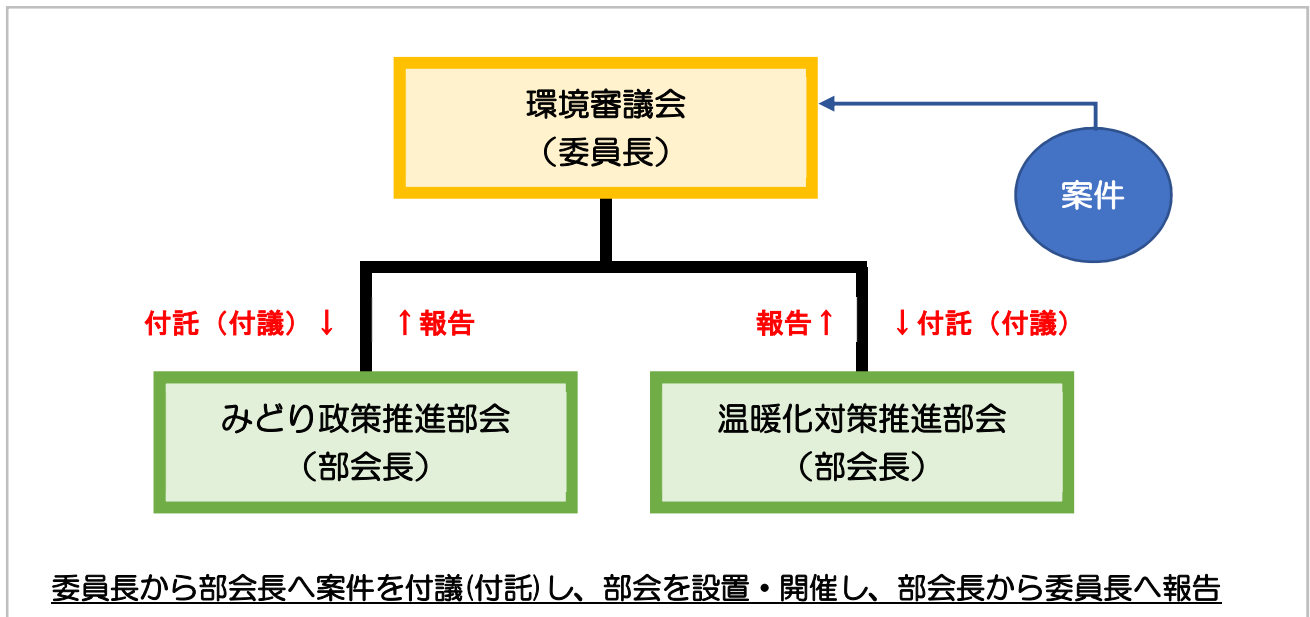
温暖化対策推進部会、みどり政策推進部会

説 明

上記の諮問事項については、本市の環境行政において重要な事項であることから、環境基本条例第 24 条及び環境審議会規則第 5 条に基づき、環境審議会の下部組織として、「温暖化対策推進部会」と「みどり政策推進部会」の 2 つの部会を設置させていただき、審議・検討をお願いしたいと考えています。

4 環境審議会と部会の役割

(1) 環境審議会と部会の関係



(2) 調査・審議の役割分担

①環境審議会（本体）	②温暖化対策推進部会	③みどり政策推進部会
・環境基本条例の見直し	・アクションプランの見直し ・ゼロカーボン推進条例の見直し	・みどりの基本条例の見直し

説 明

環境審議会では調査・審議を行うにあたり、専門的かつ具体的な検討が必要な案件については、以下のとおり部会長への付託（付議）を行うこととしています。

- ① 委員長から部会長へ付託（付議）
- ② 部会長は委員長からの付託（付議）を受け、当該案件を調査・審議するため部会を開催
- ③ 部会長は部会での調査・審議の結果を環境審議会において委員長へ報告

令和 6～7 年度の諮問事項の審議においても、上記の形式で進めたいと考えています。

なお、案件の役割分担は「(2) 調査・審議の役割分担」のとおりです。

5 部会の委員メンバー 資料 3 - 2 参照

説 明

部会の設置にあたり、委員の皆様にとちらかの部会に所属していただき、ご意見等をお伺いしていきたいと考えています。環境審議会規則第 5 条では、部会の構成員を委員長が指名することとなっているため、委員長との相談により事務局案（資料 3 - 2）を作成しましたので、ご了解いただきますようお願いいたします。

(参考) 関連例規

○環境基本条例(抜粋)

第4章 環境審議会

第24条 環境の保全及び創造に関する基本的事項その他必要な事項について調査審議するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べるができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

6 審議会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平23条例12・旧第20条繰下・一部改正、令3条例13・旧第22条繰下)

第5章 雑則

(平23条例12・追加)

(この条例の見直し)

第25条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、平成23年4月1日後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

(平23条例12・追加、令3条例13・旧第23条繰下)

○横須賀市環境審議会規則（抜粋）

（部会）

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

（平23規則7・全改、令元規則23・一部改正）

○みどりの基本条例（抜粋）

第5章 雑則

（この条例の見直し）

第24条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

（令3条例14・旧第23条繰下）

○地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例（抜粋）

第4章 雑則

（この条例の見直し）

第18条 この条例は、その運用状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

横須賀市環境審議会 みどり政策推進部会委員 名簿（案）

	氏 名	区 分	役職等
1	飯 島 健太郎 いい じま けんたろう	学 識 経 験 者 (公園行政)	東京都市大学教授
2	筧 修 一 かけい しゅう いち	市 民	公募委員
3	島 野 武 久 しま の たけ ひさ	事 業 者 (農 業)	J A よこすか葉山経済部長
4	高 梨 雅 明 たか なし まさ あき	学 識 経 験 者 (みどり行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
5	名 執 芳 博 な とり よし ひろ	学 識 経 験 者 (自然環境行政)	公益財団法人 日本鳥類保護連盟専務理事
6	長谷川 隆 はせがわ たかし	学 識 経 験 者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
7	林 公 義 はやし まさ よし	学 識 経 験 者 (海洋環境教育)	元横須賀市自然・人文博物館館長
8	松 行 美帆子 まつ ゆき み ほ こ	学 識 経 験 者 (都市計画)	横浜国立大学教授
9	矢 部 和 弘 や べ かず ひろ	学 識 経 験 者 (森林・治山治水)	東京農業大学教授

☆：部会長

横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会委員 名簿（案）

	氏 名	区 分	役職等
1	今 井 利 為 いま い とし ため	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
2	小 原 信 治 お ばら しん じ	市 民	公募委員
3	川久保 俊 かわくぼ しゅん	学 識 経 験 者 (環境工学)	法政大学教授
4	川 名 優 孝 かわ な まさ たか	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東海大学非常勤講師
5	木 本 一 雄 き もと かず お	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
6	工 藤 幸 久 く どう ゆき ひさ	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所理事・事務局長
7	小 菅 君 明 こ すげ きみ あき	事 業 者 (漁業)	横須賀市東部漁業協同組合組合長
8	松 本 安 生 まつ もと やす お	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授

☆：部会長

【連絡事項】 今後のスケジュールについて

(1) 【今回】 第80回横須賀市環境審議会 [書面会議：2月20日(火)～26日(月)]

- 計画の見直しについて、市長から環境審議会への諮問を行います。
- 資料をご確認いただき、書面確認書にご署名ください。また、ご意見等がありましたら併せてご記入ください。
- 別紙「書面会議の実施方法」に基づき、期日までに書面確認書をご返信いただいた委員を出席者とします。
- 確認結果及びご意見等は議事録として取りまとめ、全委員あてに報告します。
- 本諮問案件は専門的かつ具体的な検討を行うため、委員長から部会長へ付託され、部会において審議を行います。



(2) 第17回温暖化対策推進部会 [対面・WEB併用：2月末]

- 委員長から付託された諮問案件について審議するため、温暖化対策推進部会を開催し、答申案の検討を行います。
- 検討結果は第81回環境審議会の資料に反映するとともに、第81回環境審議会において部会長から委員長へ報告します。

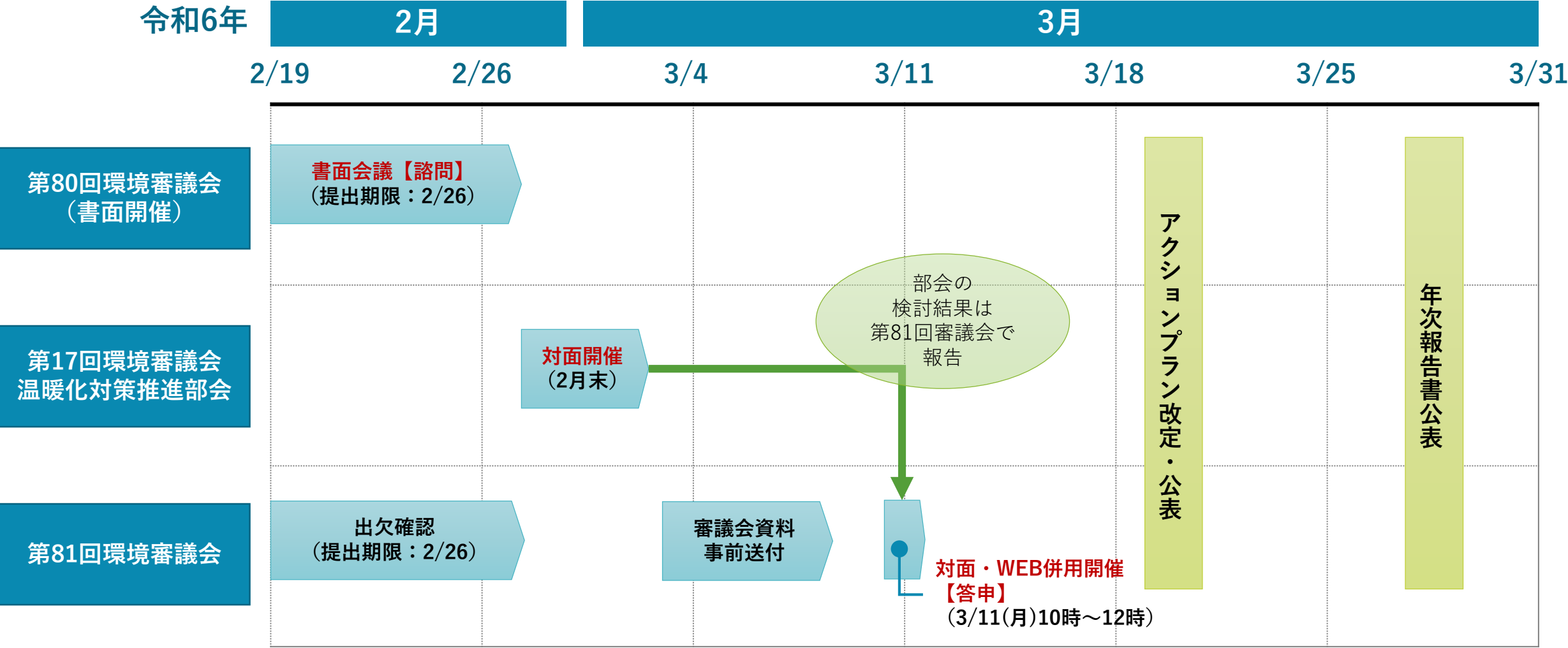


(3) 第81回横須賀市環境審議会 [対面・WEB併用：3月11日(月)10時～12時]

- 第80回を書面会議にて前倒しで開催したため、上記日時は第81回環境審議会を開催します。
- 議事は答申内容の決定、審議会から市長への答申、令和4年度年次報告書(案)についてを予定しています。
- 第81回の出欠確認表を別途③のファイルにて送付していますので、ご返信をお願いいたします。

委員の皆様には、ご多忙の所お手数をおかけし申し訳ございませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【連絡事項】 今後のスケジュールについて



※みどり政策推進部会については、第80回環境審議会（今回）の確認をもって設置及びメンバー決定となりますが、部会の開催は令和6年度以降を予定しています。

横須賀市環境審議会の書面会議の実施方法

横須賀市環境審議会規則第4条の規定により、環境審議会の会議は委員長が招集し、委員の半数以上の出席をもって開催することとしているが、やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると委員長が認めるときは、書面で各委員の意見を聴取できるとともに、審議会の議決に代えることができるものとする。

また、同規則第5条に規定する部会についても同様とする。

なお、当該実施方法は、横須賀市環境審議会規則第7条に基づき定めるものとする。

1 書面会議の実施方法

＜審議会の場合＞

- (1) 意見等の返信期限を定めて、会議資料等を審議会委員（以下、「委員」という。）に送付する。
- (2) 期日内に委員の半数以上から返信があった場合、会議が開催されたものとし、返信があった委員を出席者とする。
- (3) 書面表決を必要とする場合は、氏名を記入し、一議案ごとに委員の賛成又は反対を明らかにするように実施する。
- (4) 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行い、これをもって決議したものとみなす。なお、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (5) 会議終了後、事務局は議事録（表決内容及び意見等の記録）を作成し、委員長は委員に報告する。

＜部会の場合＞

- (1) 意見等の返信期限を定めて、会議資料等を部会委員及び専門委員に送付する。
- (2) 期日内に部会委員の半数以上から返信があった場合、会議が開催されたものとし、返信があった部会委員及び専門委員を出席者とする。
- (3) 書面表決を必要とする場合は、氏名を記入し、一議案ごとに部会委員の賛成又は反対を明らかにするように実施する。
- (4) 議決は、会議に出席した部会委員の過半数の同意をもって行い、これをもって決議したものとみなす。なお、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- (5) 会議終了後、事務局は議事録（表決内容及び意見等の記録）を作成し、部会長は部会委員及び専門委員に報告する。

2 出席報酬等

- (1) 出席した委員、部会委員及び専門委員に委員報酬を支払うものとする。
ただし、平成18年6月1日付、横須賀市教育委員会事務局管理部総務課長通知「教育委員会の附属機関等各種委員会委員（非常勤特別職員）に対する報酬等の取り扱いについて」に基づく教員（県費負担）に対する報酬は支給しない。
- (2) 費用弁償の対象となっている委員、部会委員及び専門委員への旅費は支払わないものとする。

令和 年 月 日

書 面 確 認 書

横須賀市環境審議会委員長 様

委員名 _____

第 80 回横須賀市環境審議会における下記の議事について、確認いたしました。

記

1 確認内容

- ・議事（１）〔諮問〕「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて
- ・議事（２）計画の見直し及び条例改正に係る部会の設置について

2 ご意見等

--